

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から41年12月まで
② 昭和43年5月から44年3月まで

申立期間①について、昭和36年5月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、3か月ごとに自分で同市役所に保険料を納付した。また、申立期間②について、43年5月に婚姻し、B市へ転居した後、同市から未納であった国民年金保険料を請求されたので、保険料を同市役所に納付したことをはっきりと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和43年5月に婚姻し、B市へ転入した後、未納であった国民年金保険料を同市から請求され、保険料を同市役所に納付したと主張しているところ、同市の国民年金被保険者票及び社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和44年度分保険料を45年3月20日にまとめて納付していることを踏まえると、過年度納付も可能であった申立期間②のみを未納にしておくことは不自然であると考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年5月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、自分で同市役所に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年1月10日に払い出されており、この時点では、申立期間の大部分の保険料は、時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで
申立期間の国民年金保険料について、地区の婦人会の集金で納付していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が還付済みとされている。

還付金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、国民年金保険料還付整理簿の還付事由に「資格喪失（公年加入）」と記載があるが、申立期間中、申立人がほかの公的年金に加入していた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が昭和43年11月1日に資格喪失とされた理由については、その夫が同日に厚生年金保険の資格を取得したことにより、申立人が任意加入対象者となったためと考えられるものの、44年4月1日に資格を取得した時点において、申立人が任意加入対象者であるにも関わらず、強制加入被保険者として資格取得していることから、申立人に係る行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月12日から9年7月1日まで

社会保険事務所に被保険者記録を照会したところ、A社に勤めていた期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年11月から9年6月までの期間は34万円となっているが、申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が保管している「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には標準報酬月額34万円と記載されていることから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、そ

の結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額（44 万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月2日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月2日、資格喪失日に係る記録を同年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月2日から同年10月1日まで

A社C営業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を社会保険事務所から得た。同社の社内報の記録から勤務していたことは確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供のあったA社の社内報（昭和44年9月1日第*号）によると、申立人は申立期間中である昭和44年7月*日に結婚式を挙げた旨の記載が確認できる上、申立人が採用と同時に配属となった同社C営業所の上司は、「申立人は、私が昭和44年4月にC営業所に転勤となった直後に同営業所に配属され、私の直属の部下となった。優秀であったが同年10月ごろに一身上の都合により退職したことを記憶している」と証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、B社には申立人に係る人事記録等の関連資料は残存していないものの、同社は、申立人の勤務形態については「C営業所に申立期間当時に在籍していた方にお聞きしたところ、申立人は社員として勤務していたようである。社員はすべて厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思わ

れる」との回答から、当該事業所は、すべての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。さらに、同社は、厚生年金保険の取扱いについては「申立人と同時期に入社した従業員は、入社と同時に厚生年金保険に加入している」、試用期間の取扱いについては「試用期間も厚生年金保険に加入させていたようである」と回答している上、複数の社員からの「入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している」との証言を踏まえると、同事業所は従業員の入社日を厚生年金保険の被保険者取得日としていた事情がうかがえる。

一方、当該事業所における従業員の被保険者資格喪失日について、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、現在の給与締切り日の20日の翌日である21日付けで被保険者資格を喪失している従業員が申立期間においても多数確認できることを踏まえると、申立人についても同様の取扱いであったことが考えられ、申立期間のうち、昭和44年9月21日から同年10月1日までの期間についての厚生年金保険料の控除の事実を推認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月2日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和44年4月から同年8月までの標準報酬月額については、同年代の従業員の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、当該事業所は不明と回答しているが、同事業所に係る社会保険事務所の記録には申立人の氏名は確認できない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年7月から9年3月までは26万円、同年4月から10年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から10年2月まで
平成8年7月からの標準報酬月額が9万2,000円になっているが、10年3月に退職するまで25万円から35万円ぐらいの報酬月額であった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A社において平成10年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年4月22日より後である同年4月23日付けで、申立人の標準報酬月額が当初8年7月から9年3月までは26万円、同年4月から10年2月までは36万円と記録されていたものが、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡^{そきゅう}及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年7月から9年3月までは26万円、同年4月から10年2月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から43年6月まで

昭和40年ごろ、町内の人に国民年金に加入していないと言われ、国民年金の加入手続を市役所で行った。その時に市役所の人に過去の未納保険料を納付するように言われ、まとめて保険料を納付した。その後は町内の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は町内の集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは44年10月であり、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付した以降は、その夫の保険料と一緒に定期的に保険料を納付していたと申述しているが、申立期間直後の昭和43年7月から44年3月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の保険料を45年10月にまとめて納付しており、一方、その夫は当該期間について現年度分の保険料として、定期的に納付していることから、一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張とは整合しない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示すほかの関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

生前、夫は、「同じ商売（*業）をしていた同じ条件の知人と比較すると、自分の年金額は少ないので、間違っているのではないか」と再々言っていたが、私は、国のことなので間違いないと思っていたところ、年金問題が取り上げられ、夫の書類を調べてみると、国民年金の加入月数270月に対して納付済月数が234月になっていた。

証拠になるものは無いが、夫は、「国民年金保険料は最初から納付していた」と言っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月20日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部分の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明であり、申立人の妻も申立人の保険料の納付には関与していない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで

当時、私は病弱で家計のことはすべて兄嫁が行っていたため、私の国民年金保険料が納付されておらず、督促状が来たので母が納付してくれた。

督促状が来た分については全て納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、督促状が届いたため、その母親が、保険料をさかのぼりまとめて納付したと主張しているが、社会保険事務所が申立人に送付した、未納期間が昭和40年4月から41年3月までと記載された、42年7月31日の日付印が押されている国民年金保険料納付誓約書を申立人が所持していることから、その母親が過年度納付が可能な期間であった40年4月の保険料から納付を始めたものと考えられる。

また、昭和44年3月13日に昭和41年度及び42年度の保険料を過年度納付していることから、申立人はこの納付の事実について、申立期間を含めた未納分全額を納付したものと認識している可能性も否定できない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 10 月 31 日まで
A社における被保険者期間のうち、平成 12 年 3 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 30 万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社の厚生年金保険の被保険者資格を平成 13 年 10 月 31 日に喪失しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 14 年 3 月 25 日より後の同年 3 月 29 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票の記録によると、申立人が、平成 14 年 3 月 25 日に社会保険事務所に出向き、同事業所の全喪届及び月額変更届を提出している旨の記載が確認できることから、申立人は、同事業所の取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 11 月 1 日まで
A社の役員であったときの報酬月額は 30 万円ぐらいであったが、平成 15 年 4 月から 16 年 10 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 16 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、書簡により申立人に申立内容を確認したところ、回答が無いため詳細な情報の収集はできないものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票から、申立期間当時、同事業所が社会保険料を滞納していたことが確認できる上、当該滞納処分票から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と交渉しているところ、申立人が社会保険事務所を訪れ、平成 16 年 11 月 1 日付けで前述の適用事業所でなくなった旨の届出を提出していることが確認できることから、申立人は同事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該遡及訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から11年4月30日まで
A社における被保険者期間のうち、平成10年8月から11年3月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は30万円ぐらいであったので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成11年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年5月14日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初30万円と記録されていたものが、9万8,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、書簡により申立人に申立内容を確認したところ、回答が無いので詳細な情報の収集はできないものの、社会保険事務所が申立人から聴取した質問応答書には厚生年金保険料の滞納があった旨が記載されている上、当該事業所所在地の土地は、その登記簿謄本によると、申立人個人が所有するものであることが確認できるが、当該土地には申立期間直後に大蔵省（当時）を債権者とする差押登記がなされていたことから判断すると、同事業所においても厚生年金保険料を含む公租公課を滞納していたことが推認できる上、申立人に係る被保険者資格喪失に伴う健康保険証が当該減額訂正処理日に返納されていることを踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該減額訂正処理が行われた事情はうかがえず、代表取締役である申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月から 12 年 4 月まで

平成 12 年 5 月に保険料を滞納したまま事業を閉じた。ある時、社会保険事務所の徴収担当者から「将来、年金も受給できるし、保険料滞納も無くなったので、保険料を返す」と言われ、現金を受け取った。標準報酬月額の減額処理は社会保険事務所が勝手にやったことなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成 12 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 6 月 26 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 26 万円と記録されていたものが 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認でき、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無い。

しかしながら、申立人は、「事業を閉鎖した時点において厚生年金保険料等の滞納があった」旨を申述しているほか、「社会保険事務所の徴収担当者から『将来、年金も受給できるし、保険料滞納も無くなったので、残った保険料を返す』と言われ、現金を受領した」旨も申述していることを踏まえると、代表取締役である申立人は、滞納保険料の縮減のために標準報酬月額の減額訂正が行われ、その結果により、当該還付金が生じたことを認識していたことがうかがえ、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該減額訂正処理がなされたとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月から 9 年 11 月まで
平成 8 年 9 月から標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額されているが、報酬月額は変わらず、40 万円ぐらいであった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成 9 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 12 月 26 日付けで、申立人の標準報酬月額が当初 8 年 9 月から 9 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 30 万円と記録されていたものが、それぞれ 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、同社の事務を担当していた申立人の妻は取締役であったことが確認できるが、その妻は「減額訂正処理に係る手続は知らないが、社会保険を脱退する手続については行った。代表者印については、自分が管理していたが、使用する際は、必ず社長である夫に話をしていた」旨を証言しているところ、申立期間における申立人に係る厚生年金基金の報酬標準給与は、厚生年金保険の減額訂正後の標準報酬月額と同額であることから、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。